

◎北朝鮮当局によって拉致された被害

者等の支援に関する法律の一部を改

正する法律

(平成二六年一月二七日法律第二二三号(衆))

一、提案理由(平成二六年一月一日・衆議院本会議)

○平沢勝栄君 ただいま議題となりました北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は、永住被害者または永住配偶者であつて六十歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること等としております。

第二に、国は、永住配偶者であつてその配偶者である被害者が六十五歳に達した後に死亡したものに對し、配偶者支援金を、毎月、支給することとしております。

第三に、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給することとしております。

本案は、本日の北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委

員長報告(平成二六年一月一九日)

○中曽根弘文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、拉致被害者等給付金について、現在の受給者に対する支給期限が平成二十七年三月に到来すること、帰国した拉致被害者が今後退職年齢に達する中で、長期間の拉致により

貯蓄等が十分でないこと、また、今後の新たな拉致被害者の帰国に向けた準備に遺漏なきを期する必要があること等に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金や配偶者支援金、特別給付金の支給等の施策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。